

平成28年6月27日開催

新庄市農業委員会第25回総会議事録

新庄市農業委員会

新庄市農業委員会総会（平成28年6月）議事録

1. 開催日時 平成28年6月27日（月）10時00分

2. 開催場所 新庄農業基盤管理センター

3. 出席委員（21名）

1番	星川 豊	2番	高橋 眞
3番	高橋 和彦	4番	樋口 彦弥
5番	高橋 敏行	6番	海藤 芳正
7番	伊藤 忠男	8番	今田 則雄
9番	畠腹 銀蔵	10番	佐藤 義一
11番	小嶋 忠昭	12番	柏倉 嘉門
13番	佐藤 喜代志	14番	浅沼 玲子
15番	井上 茂雄	16番	吉野 昭男
17番	星川 勇吉	18番	清水 哲夫
19番	笹 行也	20番	三原 常男
21番	齋藤 謙二		

4. 欠席した委員（0名）

5. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議事録署名委員及び会議書記指名 |
| 日程第 2 | 議案第 1 1 0 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について |
| 日程第 5 | 議案第 1 1 3 号 農用地利用集積計画について |
| 日程第 6 | 議案第 1 1 4 号 平成 2 7 年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価（案）について |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 5 号 平成 2 8 年度の目標及びその達成に向けた
活動計画（案）について |
| 日程第 8 | 報告第 5 7 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について |
| 日程第 9 | 報告第 5 8 号 地目変更登記に係る法務局からの照会について |

6. 出席した事務局職員

局 長	荒澤 精也	総務主査	鏡 彰広
主 事	鈴木 啓太	主 事	渡部 瑞姫

7. 総会議長

星川 豊

8. 会議の概要

○議長

ただいまより、平成 2 8 年度新庄市農業委員会第 2 5 回総会を開催します。総会に入りますが、事務局より出席者数の確認をお願いします。

○事務局長

現在の出席委員は 2 1 名でございます。選挙による委員の出席は 1 6 名、欠席通告者は、ありません。従いまして、在任する選挙による委員の出席数が過半数を上回っておりますので、新庄市農業委員会総会会議規則第 6 条第 1 項の規定により、本第 2 5 回総会が成立していることを御宣告申し上げます。それでは、会長に議長をお願いします。

○議長

それではこれより議事に入ります。まず日程第 1、議事録署名委員及び会議書記の指名

を行います。新庄市農業委員会総会会議規則第19条第2項に規定する議事録署名委員を慣例により議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

ご異議ないようですので、議事録署名委員に14番の浅沼玲子委員と17番の星川勇吉委員の両名をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の鏡彰広君と鈴木啓太君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

次に、日程第2、議案第110号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第110号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番から萩野地区2番までの4件につきまして、議案書に基づき朗読いたします。

(議案書を朗読し、申請内容を説明。)

なお、農地法第3条第2項各号の審査基準に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは、新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○20番

議案第110号農地法第3条の規定による許可申請について、新庄地区1番につきまして、20日に調査いたしました。事由は詳細のとおり、使用貸借権の設定、経営移譲年金受給のための再設定と言うことで問題ございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、新庄地区の2番について調査報告をお願いします。

○20番

新庄2番について20日に調査いたしました。事由は詳細の通り、所有権移転、贈与と言うことで、問題ございませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の1番について調査報告をお願いします。

○4番

萩野地区1番につきまして20日に調査確認したところ、同一世帯で、再設定でありまして、なんら問題ございませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に、萩野地区の2番について調査報告をお願いします

○4番

萩野地区2番につきまして、20日に調査確認しましたところ、なんら問題ないと判断いたしましたのでよろしくお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第110号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第110号農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第111号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第111号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番から萩野地区1番までの5件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、5件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

どうもご苦労様でした。ただいまの提案に関連して、担当委員の方から現地調査の結果について報告をお願いします。それでは新庄地区の1番について調査報告をお願いします。

○3番

議案第111号農地法第5条の規定による許可申請について、新庄地区1番。19日に現地確認および申請人への聞きとり調査をいたしました。場所は松枝地区内の農地であります。事由は詳細のとおりで、問題ないと判断いたしましたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に新庄地区の2番について調査報告をお願いします

○5番

新庄2番につきまして、20日に調査いたしました。事由は詳細のとおりで、両者合意での申請と言うことですので問題ないと判断いたしました。よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に稲舟地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○16番

稲舟1番につきまして6月20日に調査いたしました。△△さん、△△さん、△△さんの農地であります。ここは高規格道路の脇の農地です。ここを防雪柵の組み立て用地として利用したいということでの一時転用です。問題ありませんでしたのでよろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に稲舟地区の2番につきまして調査報告をお願いいたします。

○6番

稲舟地区2番につきまして、6月19日に現地調査と聞き取り調査を行いました。この農地は病院に隣接する農地で、昨年まで耕作されていましたが、今年はされていません。内容については事務局説明のとおりですので、よろしくをお願いします。

○議長

はい、ご苦労様でした。次に萩野地区の1番について調査報告をお願いいたします。

○15番

萩野地区1番につきまして21日に現地調査・確認をいたしました。この農地は建物と

建物の間の農地でありまして、駐車場として使うと言うことで問題ありませんでしたのでよろしくお願ひします。

○議長

はい、ご苦勞様でした。これより質疑に入ります。ただいまの調査報告について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。それでは、お諮りいたします。議案第111号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第111号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第3、議案第112号農地法第18条第6項の規定による通知については、取り下げにより、審議の対象外とします。

次に、日程第4、議案第113号農用地利用集積計画についてを上程いたします。

ここで、高橋眞委員が関係委員となっておりますので、農業委員会法第31条の規定により、退席願ひします。

○議長

暫時休憩をします。

<「高橋眞委員」退席>

○議長代理

休憩を解いて再開いたします。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第113号農用地利用集積計画について、稲舟地区で1件ございます。議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、1件について、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいま事務局より説明のあった農用地利用集積計画の使用貸借権の設定1件について、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第113号農用地利用集積計画について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第113号農用地利用集積計画については原案のとおり可決決定されました。

ここで、退席委員の入場を認めます。暫時休憩をします。

<「高橋眞委員」着席>

○議長

休憩を解いて再開します。

次に、日程第5、議案第114号平成27年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)についてを上程します。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第114号平成27年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

(議案書を朗読し、申請内容を説明)

以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第114号平成27年度の目標及び達

成に向けた活動の点検・評価（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第114号平成27年度の目標及び達成に向くけた活動の点検・評価（案）については原案のとおり可決決定されました。

次に、日程第6、議案第115号平成28年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）についてを上程します。それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

議案第115号平成28年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について、議案書に基づき朗読しご提案申し上げます。

（議案書を朗読し、申請内容を説明）

以上、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。それではこれより質疑に入ります。質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第115号平成28年度の目標及び達成に向けた活動計画（案）について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<異議なしというものあり>

○議長

はい、ご異議なしと認めます。よって、議案第115号平成28年度の目標及び達成に向くけた活動計画（案）については原案のとおり可決決定されました。

それでは、これより報告案件に入ります。日程第7、報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを上程します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局

報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、新庄地区1番から萩野地区1番までの2件につきまして、議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、2件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第57号農地法第3条の3第1項の規定による届出については、原案のとおり可決承認されました。

次に、日程第8、報告第58号地目変更登記に係る法務局からの照会についてを上程いたします。事務局より朗読と議案の説明をお願いいたします。

○事務局

報告第58号地目変更登記に係る法務局からの照会について、新庄地区2件、萩野地区1件の3件ございます。議案書に基づきましてご説明申し上げます。

(議案書を朗読し、報告内容を説明)

以上、3件につきましてご報告申し上げます。

○議長

はい、ご苦労様でした。ただいまの報告第58号地目変更登記に係る法務局からの照会について、質疑ございませんか。

<なしというものあり>

○議長

質疑なしと認めます。よって、報告第58号地目変更登記に係る法務局からの照会については、原案の通り可決承認されました。

以上をもちまして、本日の審議並びに報告事項について可決決定並びに承認されました。これをもちまして、新庄市農業委員会第25回総会を閉会いたします。

本総会議事録は、新庄市農業委員会会議規則第18条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するため茲に署名する。

平成28年6月27日

新庄市農業委員会

議事録署名委員 浅沼 玲子

議事録署名委員 星川 勇吉